

都市計画法、宅地造成等規制法に関する 事前協議書の処理方法の変更について(お知らせ)

令和7年4月(予定)より、建築確認申請に係る事前協議書の処理方法を変更します。
事前協議書は建築基準法施行令第9条(建築基準関係規定)の確認を行うためのものです。
今回の処理方法の変更に伴い、従来の処理期間と比較すると時間を要することとなるため、
事前協議におきましては、余裕を持った対応をお願いします。

変更前『即日』⇒ 変更後『約一週間』

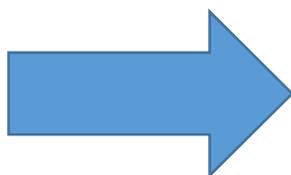
※運用方法及び様式等の詳細につきましては、改めてHP等でお知らせします。

【従来の方法】



窓口にて協議

書類提出後**即日**、コメント



即日、コメント

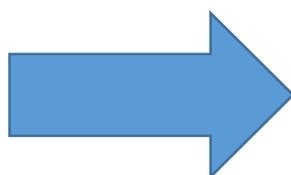
【令和7年4月(予定)より】



窓口の所定の箱等へ提出

書類を窓口でポストイング後、

約一週間後、返却



約一週間後に返却

建築指導課 開発審査係

0956-24-1111 (2848、2849)